

# 合理的配慮の提供を支援する 費用を助成します

● 折りたたみ式スロープ (例)



● 筆談ボード (例)



## 3 工事施工費 (助成限度額 100,000 円)

取手市では、障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成します。

**例** ● 階段等の手すりの設置

肢体に障害のある人、視覚障害のある人向けの工事。手すりの設置により階段昇降時の補助が可能  
(用途例) : 入口や店内等の階段、壁に設置

● 段差の解消

主に肢体に障害のある人、車いす利用者向けの工事。入口等の段差を解消できる。  
(用途例) : 入口等の段差をスロープ状に改修

● その他

点字への対応工事、ドアの改修や取替え、通路又は開口部の拡幅工事



● 段差の解消 (例)



● 手すりの設置 (例)



申込み  
問合せ先

取手市役所 福祉部 障害福祉課

〒302-8585 取手市寺田 5139 番地

電話 0297(74)2141 FAX 0297(74)6600

メールアドレス shogaifukushi@city.toride.ibaraki.jp



市役所 HP